

7. 会議の概要

事務局長(竹生)	ただいまから令和元年10月定例農業委員会を開催いたします。 本日の会議ですが、鳥山委員は、所用のため欠席する旨の届出がありました。 それでは、松村会長よりごあいさつを申し上げます。
松村会長	「会長あいさつ」 本日の日程ですが、次第に基づき定例農業委員会の議案審議を行い、協議事項の「農地利用の最適化の推進に向けて」は最後に協議をお願いします。 なお、全員協議の後、3ブロックに分かれて分科会を開いていただきたいと思 います。終了予定は、遅くとも午後3時30分を予定しています。
事務局長(竹生)	ありがとうございました。それでは、これからは会議規則により、会長が議長 として議事進行をお願いします。
松村会長	これより本日の会議に入ります。まず、事務局から10月分の経過報告を申し 上げます。
事務局(多田)	それでは、10月分の経過報告をいたします。 「経過報告 説明」
議長(会長)	事務局からの報告はお聞きのとおりです。なにかご意見、ご質問はありません か。ないようですので、次に本日の議事録署名委員ですが、9番 山内 百合子 委 員、10番 山口 拓雄 委員 の両名をお願いします。 これより議事に入ります。 日程第1 議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題 とします。事務局より説明を願います。
事務局(山本)	それでは、議案第24号 農地法第3条の規定による許可申請5件についてご 説明いたします。 「議案第24号 説明」
議長(会長)	これについて、現地確認をしていただいた委員から報告を願います。
須見委員	1番から4番につきましては、写真のとおり田として利用されており、●●● さん、●●●●さんともに近隣で水稻耕作を行っており、問題ないと思われ ます。
田中委員	5番につきましては、10月17日に現地確認を行いました。譲渡人は農地を親 戚である譲受人に譲渡するというので問題ないと思われ ます。
議長(会長)	以上説明はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問は ありませんか。
山内委員	調査票ですが、譲渡人と譲受人が逆なのではないでしょうか。
事務局(山本)	失礼しました。「正しい記載を説明。」
笠松委員	1番から4番について、金額はどのようなものですか。
職務代理	裁判所の競売案件に金額が出ております。1㎡あたり200円切っております。 詳しくは、裁判所のホームページに出ております。
議長(会長)	他にご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、これより議案第24 号について採決いたします。

<p>事務局(山本)</p>	<p>議案第24号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。 ≪異議なし≫ では、議案第24号 農地法第3条規定による許可申請については、原案のとおり承認することに決しました。 続きまして、日程第2 議案第25号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。</p> <p>それでは、議案第25号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見1件について説明いたします。 「議案第25号 説明」</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>これについて、現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。</p>
<p>田中委員</p>	<p>17日に現地確認に行って参りました。申請地は用途区域内ということで周りは住宅に囲まれており、西側が畑でしたが、問題ないと思われま</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>以上説明はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか？ないようですので、これより、議案第25号について採決いたします。</p> <p>議案第25号は、原案のとおり「許可相当との意見を付して」承認することにご異議ありませんか。 ≪異議なし≫ では、議案第25号 農地法第5条第1項の規定による許可申請意見については、原案のとおり「許可相当との意見を付して」承認することに決しました。 続きまして、日程第3 議案第26号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(中間管理事業による)と日程第4 議案第27号 農用地利用配分計画(案)に対する意見聴取について これらは関連がありますので一括して議題といたします。 事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局(多田)</p>	<p>それでは議案第26号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(中間管理事業による)及び 議案第27号 農用地利用配分計画(案)に対する意見聴取について、を説明いたします。 「議案第26号・27号説明」</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか？</p>
<p>山内委員</p>	<p>議案書の6頁に期間の抜けがあります。</p>
<p>事務局(多田)</p>	<p>失礼しました。訂正いたします。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>他にご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、これより議案第26号について採決いたします。</p> <p>議案第26号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。 ≪異議なし≫ では、議案第26号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり承認することに決しました。 続きまして、議案第27号について採決いたします。 議案第27号は、「適当である」旨の意見を付すことにご異議ありませんか。 ≪異議なし≫ では、議案第27号 農用地利用配分計画(案)については、「適当である」旨の意見といたします。 続いて、日程第5 議案第28号 現況証明願いについてを議題とします。事</p>

	事務局から説明をお願いします
事務局（山本）	それでは議案第28号 現況証明願い1件について説明いたします。 「議案第28号説明」
議長（会長）	このことについて、現地確認をしていただいた委員から報告をお願いします。
牧野委員	資料17頁の写真のとおり、現在道路拡幅にともなう発掘調査を行っております。申請の理由にあります消防のポンプ小屋というのは跡形もありませんが、農地でないのは確かでございます。以上報告させていただきます。
議長（会長）	以上説明はお聞きのとおりです。それでは審議に入ります。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、これより議案第28号について採決いたします。 議案第28号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。 《異議なし》 では、議案第28号 現況証明願いについては原案のとおり承認することに決しました。次に、報告事項に入ります。 最初に、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。
事務局（山本）	農地法第3条の3第1項の規定による届出について報告いたします。 「説明」
議長（会長）	このことについて何かありませんか。ないようですので、次に、第18条第6項の規定による通知について事務局より報告をお願いします。
事務局（多田）	農地法第18条第6項の規定による通知について報告いたします。 「説明」
議長（会長）	このことについて何かありませんか。 次に、農地の転用事実に関する照会の回答について事務局から報告をお願いします。
事務局（山本）	農地の転用事実に関する照会の回答について報告いたします。 「説明」
議長（会長）	このことについて何かありませんか。ないようですので、その他に入ります。農業者年金の加入推進の取り組みについて、事務局より説明をお願いします。
事務局（山本）	「説明」
議長（会長）	次に勝山市産業フェア出店について事務局より説明をお願いします。
事務局（多田）	「説明」
議長（会長）	次に、福井県農業委員大会について事務局より説明をお願いします。
事務局（多田）	「説明」
議長（会長）	次回の11月定例農業委員会の開催について、事務局から説明をお願いします。
事務局（多田）	今回は、11月25日（月）午後1時30分からを開催予定としております。

議長（会長）	次に、協議事項の農地利用の最適化の推進に向けてを議題とします。事務局から説明をお願いします。
事務局（多田）	「説明」
議長（会長）	ただいまの説明に対しご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、分科会での協議をお願いします。分科会の進行は、それぞれのエリアで前回のとおりにお願いしたいと思います。
事務局（多田）	「会場説明」
議長（会長）	10月定例農業委員会の全体会議が終了いたしましたので、閉会のことばを職務代理者が申し上げます。
職務代理	「閉会のことば」

勝山市農業委員会会議規則第18条の規定により、会議の顛末を称するためにこれに署名する。

9番 山内 百合子 ㊟

10番 山口 拓雄 ㊟